



活動報告

2009/02/04

【民主党 さいたま市議団】 懲罰に関する会派の姿勢

2月3日、本会議にて、吉田一郎議員に対して「陳謝」を科す懲罰が議決されました。
民主党・無所属の会さいたま市議団としての見解は以下の通りです。

去る12月議会において12月15日付で吉田一郎議員から、土井裕之議員に対する処分要求が出されましたが、賛成者は一人もい
ず、全会派一致してこの処分要求が否決されたことはご承知のとおりであります。

処分要求の根拠が事実に基づいていないにもかかわらず、曲解した理由づけをもって処分を要求したことは、権利の乱用であり
ます。誤った内容による処分要求は、議員の名誉に関わることであり、厳に慎むべきものであります。

こうした事実誤認による不必要な処分要求によって、本会議での議案審議に多大な時間がかけられ議事が妨げられたことは、大
変遺憾なことであります。

円滑な議会運営に支障をもたらし、議場の混乱を招いた行為に対し、懲罰を科すのは当然であります。委員長報告にあるとおり、
吉田議員への懲罰を科すことは懲罰委員会の委員総員によって決定されました。

吉田議員は、処分要求の質疑に対する答弁や、吉田議員への懲罰動議における一身上の弁明においても、自らの誤りを認めず、正
当性のない言い訳や曲解による強弁に終始していました。素直に反省の意を表し、今後このような行動を起こさないとの意思を表
明する陳謝文の朗読による懲罰が妥当であります。

以下、その根拠について申し述べます。

予算委員会（12月15日）で、土井議員は「不適切な表現があった」とは発言しておりません。「不適切と思われる言葉がありま
した」と発言しております。

また、土井議員は、精査と削除を要求しておりません。「精査し、理事会で諮っていただきたいと思います。」と発言しており
ます。

即日、吉田議員は土井議員への処分要求書を議長あてに提出しました。

懲罰動議（134条、135条）や処分要求（133条）は、事犯のあった日から3日以内に要求するとの規定が会議規則（151条）に
ありますが、吉田議員は議員の名誉に関わる重大な処分要求を、発言の事実関係を精査することなく、提出しております。

後日（12月17日）の予算委員会理事会においても、土井議員は削除の要求は行なっていません。吉田議員の言葉が精査されまし
た、本人の意思が尊重され、土井議員の指摘した文言は削除されておりません。この時点で土井議員がかけた議事進行については
整理されております。このことは、当たり前のことではありますが、精査がイコール削除として扱われてはいないことの一つの証
左であります。

しかし、12月18日の本会議、19日の懲罰委員会において、吉田議員は、土井議員が削除とは発言していない事実を認め、「多く
の議員とりわけ土井議員に対しては誤解を招いたことに対してはおわびしたい」と発言しながらも、「精査は削除と解している」
と強弁し、「土井議員が精査と削除を要求したのは事実と変わらないと思う」と曲解に終始しています。

処分要求の根拠について、事実と違う点があったことが判明しても撤回しなかったことの原因では、「一言一句では正確ではな
いが、おおむねの意味では同じだから撤回しない」と、述べ、いわば開き直りというしかありません。

吉田議員は処分要求書で「他の委員の討論に対して具体的な箇所や根拠を何ひとつ指摘しようとせず、公開の場で批判することは
侮辱だ。指摘すれば侮辱に当たらない。」としていますが、「不適切と思われる言葉がありましたので」との土井議員の発言は、
指摘している・指摘していないにかかわらず、委員会において整理すれば解決が図られる議事であり、吉田議員への侮辱に当たる
ものではないことは明らかであります。事実、予算委員会において整理がきちんとされております。

議員は、議会の規律保持、品位の保持に努め、円滑な議事の進行と議会運営に努める義務を負っています。

他の議員の発言を侮辱として問題とするならば、自らの発する文言、言葉にも責任を持つべきであります。

吉田議員には、自己の正当性の主張のみでなく、誤りは誤りとして率直に認め、反省の意の表明を求めます。